

令和4年度 第1回 犬山市都市計画審議会議事録

1. 開催日時 令和4年5月25日(水) 午前10時00分～

2. 開催場所 犬山市役所 2階 205会議室

3. 出席者

《審議会委員》

犬山市都市計画審議会条例第4条第2項

第1号委員(学識経験のある者)	福島 茂	委員
〃 (〃)	秀島 栄三	委員
〃 (〃)	原 欣伸	委員
〃 (〃)	松山 運美	委員
第2号委員(市議会議員)	小川 清美	委員
〃 (〃)	大井 雅雄	委員
〃 (〃)	鈴木 伸太郎	委員
〃 (〃)	岡 覚	委員
〃 (〃)	柴山 一生	委員
第3号委員(関係行政機関又は県の職員)	二ノ宮 明彦	委員(代理)
〃 (〃)	熊澤 秀泰	委員(代理)
第4号委員(市内に住所を有する者)	小島 亜矢	委員
〃 (〃)	岡田 隆正	委員

※ 犬山市都市計画審議会条例第7条第2項により、審議会委員17名中、13名が出席し過半数以上であるため、会議が成立。

《事務局及び関係部課》

都市整備部	部長	森川 圭二
都市整備部	次長	飯吉 勝巳
都市整備部都市計画課	課長	高木 誠太
〃	課長補佐	一柳 佳誉
〃	課長補佐	伊藤 修
〃	統括主査	丸地 知彦

〃 主 査 補 渡 邊 祐 未
〃 主 事 今 枝 龍 希

4. 欠席者

第1号委員 (学 識 経 験 の ある 者) 鶴 田 佳 子 委 員
〃 (〃) 丹 羽 良 仁 委 員
〃 (〃) 梅 田 佳 和 委 員
第4号委員 (市 内 に 住 所 を 有 す る 者) 森 岡 万 朱 衣 委 員

5. 傍聴人

0名

《午前10時00分開会》

6. 議題等

(1) 開会

(2) あいさつ

(3) 新任委員紹介

(4) 付議書の伝達

(5) 会議録署名者の指名

会議録署名者に、秀島委員、小川委員を指名

(6) 審議事項

第1号議案

尾張都市計画道路の変更(犬山市決定)について(付議)

第2号議案

尾張都市計画用途地域の変更(犬山市決定)について(付議)

第3号議案

尾張都市計画準防火地域の変更(犬山市決定)について(付議)

第4号議案

尾張都市計画橋爪・五郎丸地区計画の変更(犬山市決定)について(付議)

第5号議案

尾張都市計画道路の変更(愛知県決定)について(諮問)

(7) 報告事項

都市計画法第34条第11号に基づく条例の制定及び区域の指定について

7. 議事録

事務局 <第1号議案～第5号議案について説明>

議長 ただ今、事務局より第1号議案から第5号議案について説明がありましたが、皆様からご意見を賜りたいと思います。

柴山委員 第1号議案の川端線について、道路としては結構整備されているのですが、部分的に道幅が狭いところもあるようで、都市計画道路が廃止されると、それ以上は整備をしないということでしょうか。

事務局 川端線自体は路肩、車道部分の整備が完了していることや、尾張広域緑道が整備され、地域内の歩行空間が確保されたことにより都市計画道路を廃止します。
都市計画道路の廃止後は、一般市道としての取り扱いとなることをご理解いただきたい。

鈴木委員 第1号議案について、犬山城の北側にあるトンネルを犬山中学校の生徒が通学しているので、通学路の安全性を考えれば、都市計画道路を廃止した後、地域住民の安全の観点から、この辺りはどのような整備をされるのでしょうか。
このままなのか、都市計画道路廃止後に何か考えがあるのでしょうか。

事務局 川端線の都市計画を廃止して現道のままとなります。
通学路の安全についても、一部は尾張広域緑道へ通学路が変更されています。
他の部分につきましては、新たな整備の予定はありません。

鈴木委員 栗栖の子どもたちが犬山中学校へ通学する際、犬山城の北側のトンネルは通っていないのでしょうか。

事務局 通っています。

鈴木委員 通っているのであれば、通学路の安全性の確保について、どうなのでしょうか。

事務局 トンネルの部分については、整備することは技術的にも難しいと思っています。

トンネル手前の名鉄ホテル北側のトイレ付近で歩道が連続していない部分があるため、トイレを改修しつつ、歩行者空間を確保する工事を進めようとしています。

通学路に関しては、教育委員会と連携し、通学路安全プログラムの中で、地域、学校と相談しながら出来る対策を必要に応じて考えていきます。

議長 犬山城の歴史的風致の点からも、教育委員会と通学路安全プログラムで連携しながら、実態としてどんな危険性があるのか、その辺りを判断した上で、それぞれの対策をしていただければと思います。

それでは、第1号議案「尾張都市計画道路の変更（犬山市決定）について」に賛成の方は挙手をお願いします。

《全員挙手》

議長 全員賛成とのことですので、第1号議案の「尾張都市計画道路の変更（犬山市決定）について」は全会一致により原案とおりの可決致しました。

続きまして、第2号議案「尾張都市計画用途地域の変更（犬山市決定）について」に賛成の方は挙手をお願いします。

《全員挙手》

議長 全員賛成とのことですので、第2号議案の「尾張都市計画用途地域の変更（犬山市決定）について」は全会一致により原案とおりの可決致しました。

続きまして、第3号議案「尾張都市計画準防火地域の変更（犬山市決定）について」に賛成の方は挙手をお願いします。

《全員挙手》

議長 全員賛成とのことですので、第3号議案の「尾張都市計画準防火地域の変更（犬山市決定）について」は全会一致により原

案とおりに可決致しました。

続きまして、第4号議案「尾張都市計画橋爪・五郎丸地区計画の変更（犬山市決定）について」に賛成の方は挙手をお願いします。

《全員挙手》

議 長 全員賛成とのことですので、第4号議案の「尾張都市計画橋爪・五郎丸地区計画の変更（犬山市決定）について」は全会一致により原案とおりに可決致しました。

続きまして、諮問がありました愛知県が決定する第5号議案「尾張都市計画道路の変更（愛知県決定）について」ですが、市で可決、否決するものではありませんが、意見が無いということで、事務局の原案を適当と認めて答申をしたいと思いますので、賛成の方は挙手をお願いします。

《全員挙手》

議 長 全員賛成とのことですので、第5号議案「尾張都市計画道路の変更（愛知県決定）」は全会一致により原案を適当と認めます。

以上で、本日の議案については全て終了とさせていただきます。

次に、報告事項が一点ございます。

「都市計画法第34条第11号及び第12号に基づく建築物の立地緩和について」、事務局に報告を求めます。

《報告事項について説明》

議 長 ただ今、事務局から報告がありましたことについて、ご意見、ご質問等がありましたらご発言をお願いします。

《意見等なし》

議 長 以上で、報告事項については終了とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

《議事終了午前10時50分》

上記のとおり令和4年度第1回犬山市都市計画審議会の議事の経過及び結果を記録し相違ないことを証するためにここに署名する。

令和4年7月2日

犬山市都市計画審議会

議長 福島 茂

署名委員 秀島 栄三

署名委員 小川 清美